

(質疑応答)

Q 1. 一宮でボランティアというは無償でという考え方が強く、活動に対して理解を示してもらうまでに時間がかかる。そういった意味でも自治基本条例をつくるにあたり 1 年間という期間は短いのでは。また、条例をつくるにあたって参考となる資料やボランティアに関してわかりやすい資料があれば教えていただきたい。

A 1. (笑いながら) 資料については私が何冊か執筆しているので参考にさせていただければと思う。今回の集まりは条例(条文)をつくるのではない。条文を支える立法事実をつくるのが大切。立法事実は市民の方に聞いたり、自分たちで考えたりしないといけない。この 1 年間は立法事実を積み上げていく、条例の理由、必要性、根拠を積み上げていく時間なので、条文自体をつくる訳ではない。そういうことから考えれば割と時間はある。この条例を簡単につくったらもったいない。市民や N P O、職員が議論できる機会として是非、利用していただきたい。

Q 2. 自治基本条例という極めて抽象的なものをつくっていく段階では案外衝突せずにつくっていくことができると思うが、この後の個別条例の話になると、途端に衝突し、なしくずしになる感がある。総論賛成各論反対のような考えだと思うが、そういうことについて、個別のかなり具体的なことと自治基本条例を並行して検討したり、もう一度自治基本条例を見直したりする事例はあるか。

A 2. 多くの自治体でつくられている自治基本条例は誰も知らないし、何の効果もないように思う。中には役所の職員も知らないという事例もある。そういった条例では意味がない。このまちが少しでも元気になるように、多少、軋轢が生じてでもぶつかりながら、また、民主主義の基本である価値の相対性も大事にしながら条例をつくっていただきたい。

Q 3. 個人的には、条例そのものについてよくわかっていないし、もっと皆さんに知ってもらう必要があると思う。また、条例が生活に生かされなければならないと思う。ボランティアをやっていると思うが、育てるという気風に乏しいので、そういった内容が条例・条文に加えることができればと思うが。

A 3. 思いは是非、条例をつくるときにうまく表現していただきたい。他市の条例にとらわれることはない。

Q 4. 条例の件だが、行政主導で決めてしまうのではなく、せっかくこうして委員会が出来たので行政とディスカッションしながら、役所と一緒にいい条例がつくれればと思う。

Q 5. 条例に関してこれから勉強していきたい。連区単位の資料はあるが、小学校単位の資料がないので欲しい。生活交通バスのときに経験したが、行政と地域住民との協働によって行われる事業が、今後、条例の中でどのように位置づけられるのかということも踏まえて勉強していきたい。

A 4. 5. この条例のつくり方は、今までの役所でのつくり方と大きく異なる。この方法が、きっと、ひとつのモデルになると思うので、この機会を生かして欲しい。実践していく中で、次へのステップにしていてもらいたい。また、役所との議論はとても大切であり、お互い、本音でぶつかり合える、議論できる場を目指してがんばって欲しい。この条例で協働について記述されることになると思うが、協働の仕組みについては現場での体現や思いをうまく条例の中に入れ込んでもらえればいいと思う。